

河内方源正岑まさきみハ中務少輔正任まさたけ
二男ありをーめ己之助といひ後
民部ト稱す兄出雲方正幸病者
ト多トより嫡を辭せしむ正岑元
禄二年家嫡トあり同三年十二月
從五位下大和方正叙任中同六
年九月封を藤原キ四万七千五百
石を領す同八年十二月初奏者

番とあり同き九年十月寺社奉新
を兼ぬ同き十年六月丹波國龜
山城に移り同十二年十月若年界
にあされ同き十五年九月不願の
地二千石を加増ありて常陸國下
館の城に移さるるに彼地の獲
隘ありてを以て是れ同月笠岡城
とありてありて寶永二年九月老中

此職に列し河内守にありて同
年十二月從四位下に叙し同三年
年十二月侍從に任じ享保三年
三月一万石を加へられ總て六万石
餘を領す同き七年五月十七日七
十歳よりして卒す

一井上河内守正岑ハ佛養者番より
寺社奉新を兼ね若年界にあり

其後亦老中より成りて一万石内本増
を賜はり六万石となり末期まで尚
尾よく老中を勤むす其荒質極め
て律義よりして其役儀を大切とあり
かりにも後ろく下言事を嫌ひ忠義
を尊下に勤められ徳を以て其の
学力あけま胸はうちたあき然り
を以て只一道の正直正路を以て自ら

此徳に叶われと見えしう諸大名
より此音物も極りしう余勤交代或
ハ献上此歿五帝供爲養等此類格
別其外由然もあき方より此不防の音
物の謫下れす家老用、(等)の如く
私の音物謫ましく堅く禁制あり
懸して我方へ公易く出入られ此
御家人此如何なく氣よ合しうとて

見以負の。一立を為すとさせらるるつ荷擔を
 るといふ事あり一年朝鮮人御用
 掛り此節一人よりお勤られ此事
 につきて他にお談もあく大方公任
 せあり。一常に出入り。一たる二宮
 六名湯とよみ町人御用につき荷負
 此事願ひたり。一に河内を及思ひ
 よりに諸向疎き町人にてある事

一や付て若く一町一を去る事ハ常々
 公易き目をかけゆ。一夫一為とあり。一
 事一を中つけ。一具負ら。一遠慮
 あり。一にて疎き町人にいひつけ
 られ。一去る事ハ常に公易き事害と
 あり。一想して此氣質此のことくは
 て万事に遠慮憚り。一是出雲方
 及限居して二千俵は合カにて一府

和^ハ世^ニ人^ノ性^ヲ娘^トを^養ふ^トして^は松^平

信濃^守友^政

五万石石州
淡田の城主

一^ノ嫁^セられ^ル也

亦^ハ信^濃守^友政^ハ早^世由^リ一^ノ取^立居^セし^テ

こ^ノろ^ハ河^内守^友政^ハ老^中に^シ奉^命を^受け^テ歴^心

此^ノ大^ノ名^ノ尻^ヲ一^ノ縁^ヲを^求め^テ一^ノ座^ヲあ^リし^レ

とも^ハ河^内守^友政^ハ再^縁に^シ奉^命を^受け^テ大^身

一^ノ遣^立を^奉命^を遠^慮し^テ合^點を^求

河^内守^友政^ハ従^分が^多淡^路守^友政^ハ七^万石^取

此^ノ取^立遣^立い^され^けら^まり^し也^婦子^橋津^守

友^政守^友政^ハも^ト福^恒對^守友^政娘^を知

少^シれ^トも^トう^り約^束成^され^ルに^由り^テ

て^ハ病^者と^なり^中に^ハ嫁^入り^申す^所

より^一達^テ割^につ^き別^ちお^しを^後歴^心

歴^心の^國主^とう^り縁^組願^方も^あり^しれ^{ども}

右^レ内^端あ^る氣^質也^ハ合^點を^求め^テ

是^レも^一家^決り^し本^多公^庫石^一万^石を

縁談せられやり物ごとくは此れごとく遠

慮ふりまゝありと云く 雨雪此友
武林隠見録

一 吉宗公御代は老職井上河内守正岑享
保年中の事ありしに營中退治の刻
何等の御用あり歸りぬやうに上
意より坊主中御縁通を遣はけ志
きりに平旨を中達せしに其後上
意は縁談知奉りぬと云り平伏して

立歸りし事あり是れを委細旨
を言上せしに以の外御機嫌換し
りあれを上意より此時返しありし不
届あり事とたふしに其分にて何
れは事もおく翌日河内守及登城あ
るに昨日時返しぬと上意は承り
ぬやと作あるなるふ五度まで承知なり
此と申上られけりいふあれは承知作りか

くも立帰るべき事候し其名審の上意あり
りなるにされハ其儀ハ本座ハ通例此御
用ハ本座ハ右ノ退出以テ亦ハ御分り
ハく候ハ本座ハ是まで退出途中より
本引戻し此例本座を以て立帰るハ
てハいハ本座御用ハ天下此評判ハ
候ハ本座ハ是を以て立帰るハ中
昔中上り候ハ本座ハ是を以て立帰るハ

上ノ事 雜註藻塩草校書

井上

筑後守源政重（まこと）ハ半右衛門尉清重
ノ四男ありを（まこと）め清兵衛と（まこと）以て慶
長十三年められた

台徳院殿に仕（まこと）たり亦書院の番士
とあり廩米百俵を賜（まこと）はる同三
年

大猷院殿ノ附属せらるる同四年